

豚熱の選択的殺処分の導入後の初発事例に係る大臣メッセージ

2026 年 7 月 4 日

- 1 本日（4 日）、静岡県 ^{ふじのみやし} 富士宮市 の農場において、豚熱の感染が確認されました。今国会にて成立した家畜伝染病予防法改正法による選択的殺処分の導入後、初めての発生となります。
- 2 農林水産省としては、これまでと同様に、静岡県と緊密に連携し、緊張感を持って、迅速かつ適切な防疫措置に万全を期してまいります。
- 3 また、新制度導入後の初の発生事例ですので、発生農場において、
 - ① 殺処分すべき豚の速やかな特定
 - ② 殺処分と消毒の確実な実施
 - ③ 殺処分対象から除外された豚の移動制限と監視等を円滑かつ適切に実施する必要があります。
- 4 こうした対応がしっかりととれば、防疫措置の現場負担も少ない形となり、さらには、と畜場への出荷も安全に行うことが可能です。
- 5 農林水産省としても、新たな防疫対応が現場レベルで円滑かつ適確に実施されるよう、静岡県に人員を派遣し、綿密な連携を図っております。
- 6 さらには、今回の発生農場については、その付近で野生イノシシの感染事例が確認されていることから、更なる発生の防止のため、
 - ① 農場への野生イノシシの接近防止対策
 - ② 農場への病原体の侵入防止のための消毒
 - ③ 適時・適切なワクチン接種等について徹底するようお願いいたします。
- 7 加えて、全国の都道府県や生産者の方々におかれても、改めて、飼養衛生管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底をお願いしたいと思います。
- 8 新制度下においても、引き続き、国と各都道府県とがよく連携し、気を引き締めて発生予防に努めるとともに、万が一発生した場合には万全な防疫措置を実施してまいります。

（以上）